

令和7年度 丹波篠山市一般会計補正予算（第3号）説明資料
（投票管理者等の報酬額改正について）

1 事業の概要

令和7年6月4日に「国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律(令和7年法律第50号)」が公布及び施行されたことから、同法の基準額に準じている投票管理者等の報酬額を改正するものです。

区 分	報酬額(改正前)	報酬額(改正後)
投票管理者(午前7時から午後8時まで)	12,800円	14,500円
投票管理者(午前8時30分から午後8時まで)	11,300円	12,800円
投票管理者(午前8時30分から午後5時まで)	8,300円	9,400円
投票立会人(午前7時から午後8時まで)	10,900円	12,400円
投票立会人(午前8時30分から午後8時まで)	9,600円	10,900円
投票立会人(午前8時30分から午後5時まで)	7,100円	8,100円
開票管理者(1回につき)	10,800円	12,200円
開票立会人(1回につき)	8,900円	10,100円

2 補正額

473千円

財源：県支出金（参議院議員選挙委託金）（10／10）

※予算の内訳

○投票管理者報酬・・・・・・・・161千円

積算投票管理者 当日53人

期日前 本庁16人、支所40人、篠山口駅6人

○投票立会人報酬・・・・・・・・285千円

積算投票立会人 当日106人

期日前 本庁32人、支所80人、篠山口駅12人

○開票管理者報酬・・・・・・・・3千円

積算開票管理者 選挙区、比例代表 各1人

○開票立会人報酬・・・・・・・・24千円

積算開票立会人 選挙区、比例代表 各10人

3 担当課

選挙管理委員会事務局